

# 令和5年度 第1回議会改革推進会議次第

日時：令和5年6月27日 本会議終了後  
場所：議事堂第3委員会室

## 1 開 会

## 2 協議事項

- (1) 令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- (2) 議員の請負の状況の公表に関する規程の整備について
- (3) 議会に係る手続のオンライン化への対応について
- (4) 令和5年度議会改革に関する行動計画について

## 3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組について
- (2) IT活用検討委員会の取組について

## 4 その他

## 5 閉 会

### <資料>

- ・資料1 令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について
- ・資料2 議員の請負の状況の公表に関する規程（案）について
- ・資料3 議会に係る手続のオンライン化への対応について
- ・資料4 令和5年度議会改革に関する行動計画（案）

### <参考資料>

- ・議会改革推進会議設置要綱
- ・議会改革推進会議委員名簿

## 令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について（案）

令和5年3月31日現在

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果
1 議会基本条例に基づく議会運営	○令和4年5月27日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定した。
<p>2 住民との情報共有の推進</p> <p>(1) 議会広報の充実</p> <p>議会広報紙を年1回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載する。</p> <p>また、SNS等を活用したプッシュ型の広告を配信し、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、議会広報や議会活動についてWEBでアンケート調査を行い、引き続き議会広報のあり方を検討する。</p>	<p>○令和4年7月に議会広報紙「TOYAMAジャーナル(Vol.2)」を発行し、公民館等に配架するとともに、県議会HPに掲載した。</p> <p>配布先…公民館・コミュニティセンター、図書館等 配布部数…約18,300部</p> <p>○県議会HP及び広報紙をPRするため、インターネットによる広告配信を実施するとともに、WEBアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告配信（R4.7.12～8.11） 配信実績…表示回数約812万回（クリック数44,381回、クリック率0.55%）</li> <li>・アンケート調査（R4.7.12～9.30） 回答件数…150件</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>「TOYAMAジャーナル」が、日本地域情報コンテンツ大賞2022のWEB部門において優秀賞を受賞した。</p>
(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信 全常任委員会の録画配信を実施する。	○令和4年11月定例会から全常任委員会の録画配信を開始した。

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果
<p>3 主権者教育の推進と住民参加の取組</p> <p>生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布すると共に、高校への出前講座を県立高校まで広げ実施することを検討する。</p> <p>また、議員と高校生との座談会等の実施について検討する。</p> <p>このほか、政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換等を実施する。</p> <p>議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。</p>	<p>○主権者教育として議会広報紙「TOYAMAジャーナル(Vol.2)」を県内高校生に配布した。(配布部数…約31,000部)</p> <p>○高等学校で議員による「出前講座」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山第一高等学校 (R4. 7. 12、3学年全クラス約370名、議員17名参加)</li> <li>・荒井学園高岡向陵高等学校 (R4. 10. 12、2学年全クラス約110名、議員12名参加)</li> <li>・県立南砺平高等学校 (R4. 12. 9、全学年全クラス約80名、議員7名参加)</li> </ul> <p>○「富山県青年議会」合同学習会へアドバイザーとして参加した。(R4. 8. 20、青年議員40名、議員5名参加)</p> <p>○高校生との意見交換会を実施した。(高校生とやま県議会) (R4. 8. 19、県内高校生徒会代表40名、議員12名参加)</p> <p>○委員会による意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略特別委員会委員と SCOP TOYAMA 入所起業家との意見交換会 (R5. 1. 19、起業家12名、議員14名参加)</li> </ul>
<p>4 新たな機能強化の取組</p> <p>(1) 議会におけるITの活用</p> <p>議会資料等を電子化し、タブレット端末等を活用した議会運営を試行する。</p> <p>また、住民に分かりやすい議会運営や、災害時等におけるタブレット端末等を活用したオンライン会議等、議員の議会活動の向上にITの活用を検討する。</p>	<p>○IT活用検討委員会で議会におけるIT活用について協議を行った。</p> <p>○本会議等でタブレット端末の試行導入を開始した。(R4.6定例会～)</p> <p>○予算特別委員会で議員配付資料投影用にディスプレイの利用を開始した。(R4.6月定例会～)</p> <p>○会議資料等のペーパーレス化に対応するため、会議規則を改正した。(R5.3.15改正、R5.4.1施行)</p> <p>○オンライン委員会の開会に対応するため、委員会条例を改正するとともに(R5.3.15改正、R5.4.1施行)、オンライン委員会運営要綱を制定した。(R5.3.24)</p> <p>○貸与タブレット端末使用基準を制定した。(R5.3.30)</p>
<p>(2) 危機管理対応</p> <p>「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場で行う避難誘導訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。</p>	<p>○「富山県議会議員緊急連絡網(メーリングリスト)」の送受信テストを実施した。(R4.7.21、7.29)</p> <p>○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を実施した。併せて、発災数時間後を想定し、一部議員のオンライン参加による各会派代表者会議(模擬)を開催し、災害状況報告、今後の議会方針決定について協議を行った。(R4.11.30、54名が訓練参加)</p>

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果
<p>(3) 男女共同参画の推進</p> <p>仕事と介護や育児との両立に資する IT の効果的な活用について引き続き研究する。</p> <p>また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施及び相談体制の整備等、必要な施策を講じる。</p>	<p>○育児・介護等を事由としたオンライン委員会の開会については、委員会条例上は、その他やむを得ない事由として、委員からの請求により委員長が判断することとした。</p> <p>○ハラスメント防止体制の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメント防止研修の実施 (R4.9.8)</li> <li>・ハラスメントの防止に関する要綱の制定 (R5.4.1 施行)</li> </ul>
<p>5 その他</p> <p>議会における個人情報保護条例（仮称）を制定するとともに、議会で保有する個人情報の取扱について検討する。</p>	<p>○富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を制定した。(R4.12.14 制定、R5.4.1 施行)</p>

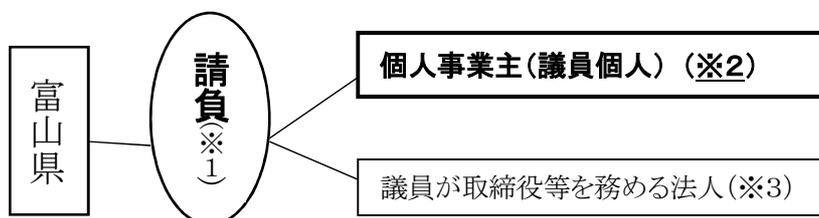
令和5年6月27日  
議会事務局総務課

## 富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程(案)について

地方自治法の改正(R4.12 成立、R5.3 施行)により、地方議員の請負禁止の緩和が図られ、これまで、議員個人が当該自治体から請負をすることは一切認められていなかったが、改正後は、300万円までの請負が認められることとなった。

上記改正に伴い、議員個人による請負状況の透明性を確保するため、年度内に規程を整備し、富山県から請負実績がある場合に報告を求めるもの。

### 1 兼業の禁止（法 92-2 及び政令） → 請負禁止の範囲の明確化・緩和



※1 民法所定の請負のみならず、ひろく業として行われる営利的な取引契約(反復継続的なもの)として、工事の完成、役務の提供、物件の納入など当該公共団体が対価の支払をすべきもの(地自法 92-2)

※2 各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が 300 万円を超えない者を除く。

※3 県に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる場合(→判例では県に対する請負量が当該法人の全体業務量の半分を超える場合に議員失職のおそれがあるとされる)の当該法人。

### 2 報告（規程第2条） → 個人事業主(議員個人)の請負状況の透明性確保

#### (1) 報告者

前会計年度中に富山県に請負をした議員

#### (2) 報告時期

毎年6月1日から6月30日までの間

#### (3) 報告事項

請負契約ごとに「①契約締結日」「②契約金額」「③対象となる役務、物件等」「④前会計年度に支払を受けた額」及び「⑤ ④の総額の合計額」

### 3 今後のスケジュール

令和5年度内 規程の制定、施行（全国議長会「標準例」をもとに作成）

令和6年6月 令和5年度の請負状況について報告

令和6年7月 公表（議会HP及び閲覧）

## 富山県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）

（目的）

**第1条** この規程は、富山県議会議員（以下「議員」という。）が富山県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

**第2条** 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における富山県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

**第3条** 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

**第4条** 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

**第5条** この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

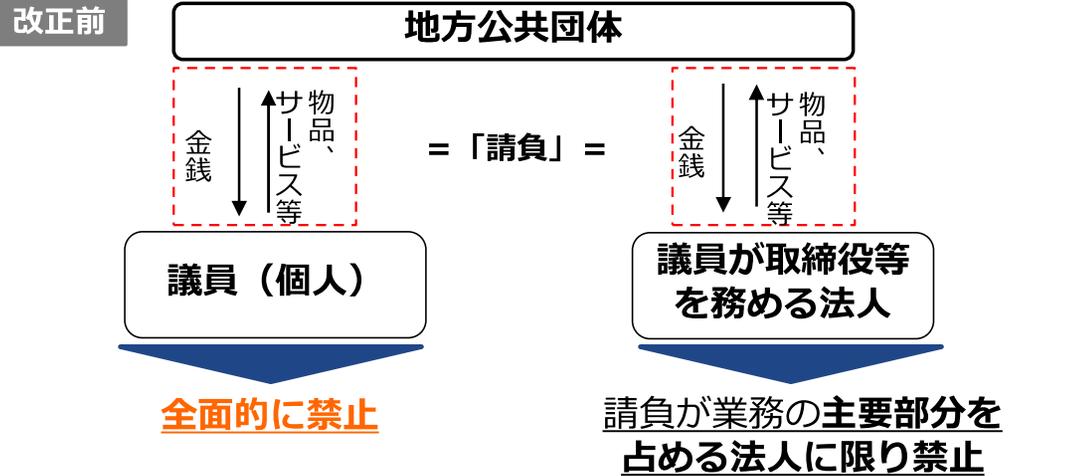
（施行期日）

この規程は、令和5年〇月〇日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

# 議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和等に係る地方自治法の改正

成立日：令和4(2022)年12月10日

## ① 請負禁止の範囲の明確化・緩和（第92条の2関係）



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

### 課題①

「請負」の定義が条文上不明確であり、失職をおそれ、立候補を躊躇する原因となっているとの指摘

### 課題②

個人による請負は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘

### 改正後

#### 「請負」の定義を明確化

※「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

各会計年度に支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境整備を図る観点から政令で定める額（年間300万円）を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除外

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日  
(令和5年3月1日)

### 改正前

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し**請負をする者**及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

### 改正後

第九十二条の二 (略) 請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。(略)）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から**政令で定める額**を超えない者を除く。）及び(略)。

## ② 災害等の場合の招集日の変更（第101条関係）

施行日：公布の日  
(令和4年12月16日)

- 招集の告示をした後に当該招集に係る**開会の日**に**会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるとき**は、当該告示をした者は、**当該招集に係る開会の日の変更**をすることができるものとされた。
- この場合において、**変更後の開会の日及び変更の理由**を告示しなければならないものとされた。

令和 5 年 6 月 27 日  
議会事務局議事課

## 議会に係る手続のオンライン化への対応について

### 1 経緯

- (1) 第 33 次地方制度調査会答申（令和 4 年 12 月 28 日）  
多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべき
- (2) 地方自治法一部改正（令和 5 年 5 月 8 日公布）  
地方議会に係る手続のオンライン化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

### 2 地方自治法改正の概要

オンライン化が可能となった主な手続

手続	条文
(住民から県議会への) 請願書の提出	第 124 条
(県議会から国会への) 意見書の提出	第 99 条
(議員から議長への) 政務活動に係る収入及び支出の報告書	第 100 条第 15 項
(委員会から議会への) 議案の提出 (議員から議会への) 議案の提出	第 109 条第 6 項、 第 112 条第 1 項
(議長から欠席議員に対する) 招状の発出	第 137 条

### 3 県議会の対応

地方自治法改正によりオンライン化が可能となった手続、その他、会議規則等で文書によると定めている手続（出席催告等）について、オンライン化に対応するため、会議規則等の改正及びデジタル手続条例を制定する。

〔対象規程：会議規則、委員会条例、資産公開条例、政務活動費条例等〕

なお、改正内容の検討に際し、

- ①全国議長会において作成する会議規則等改正案の標準例
- ②県執行部におけるオンライン化手続への対応 を踏まえ、改正案等を協議する。

### 4 当面の予定

#### 【全国議長会】

- ・ 7 月まで ⇒ 会議規則改正案等の標準例を作成  
(各都道府県議会に対し改正素案に係る意見照会あり)
- ・ 7 月以降 ⇒ オンラインによる手続の運用面の課題整理  
(オンラインにより請願を提出する場合の紹介議員の手続、請願者の本人確認の手続等)

#### 【本県議会】

- ・ 次回以降、会議規則改正案等を協議
- ・ 2 月定例会に会議規則改正案等を提出

### 5 主な手続の処理件数

項目	R1	R2	R3	R4	R5.2
住民からの請願提出	15	14	12	11	5
意見書の提出	15	14	8	14	2

# 地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正について

国会提出日：令和5(2023)年3月3日  
 成 立 日：令和5(2023)年4月26日

## 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

### 1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

#### ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

#### ② 請願書の提出等のオンライン化

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続（※）について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

### 2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

### 3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

#### 【施行期日】

1 ①：公布の日（令和5年5月8日）

1 ②、2及び3：令和6年4月1日

（総務省資料を基に作成）

## 地方自治法改正後の地方議会の役割、議員の職務の明確化等に係る規定

### 地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。  
 ② 地方公共団体の（略）議会の議員（略）は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

### 地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

#### <法改正前>

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。



#### <法改正後>

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(太字下線が改正により条文に新たに追加された部分)

### 国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

# 地方自治法改正による議会に係る手続のオンライン化等について①

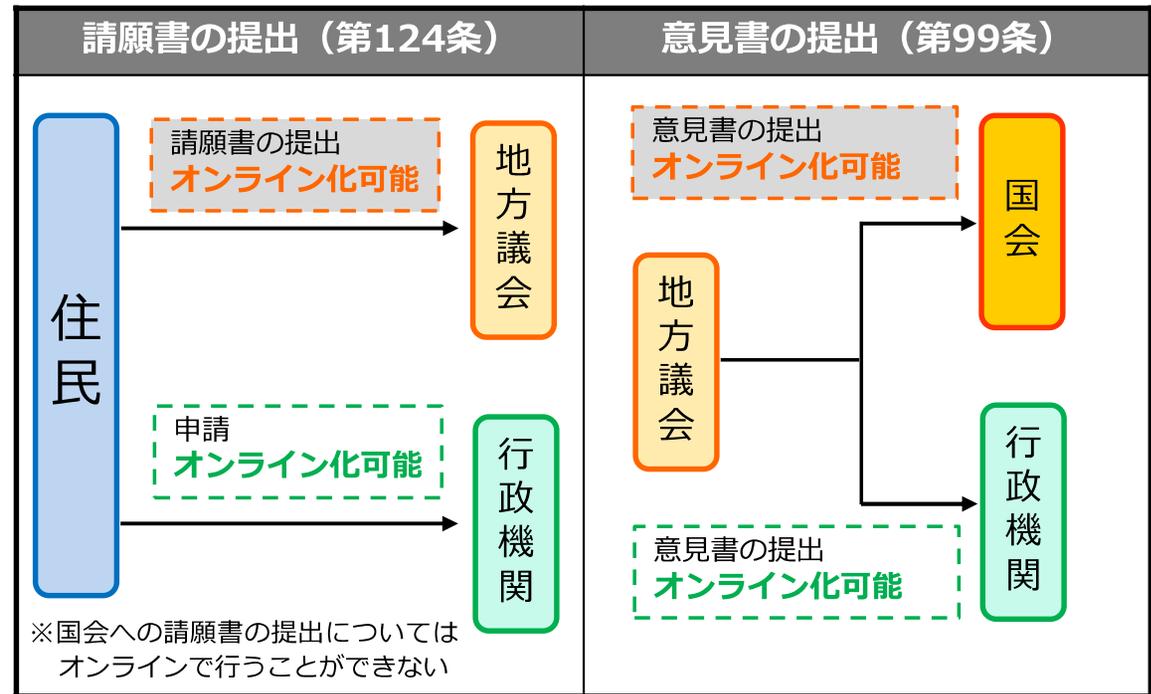
## 第33次地方制度調査会答申

- 多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、**住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続について一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきことを提言**

## 答申を踏まえた地方自治法の改正

- 第33次地方制度調査会答申で提言された地方自治法で規定する議会に係る手続について、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）により**オンラインで行うことが可能となった。**

- **法改正及び答申を踏まえた対応を各議会において検討する必要（22頁）**



■ 地方自治法改正によりオンライン化が可能となった手続

■ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」によりオンライン化が可能とされている手続

## ○上記以外でオンライン化が可能となった地方自治法上の手続の例

第100条第15項	議員から議長への <b>政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出</b>
第109条第6項 第112条第1項	議員又は委員会から議会への <b>議案の提出</b>
第137条	議長から <b>欠席議員に対する招状の発出</b>

令和5年度 富山県議会 議会改革の取組  
【議会改革に関する行動計画】(案)

令和5年6月27日

○趣旨

開かれた議会を推進するため、県民に広く議会の活動を知っていただき、県政への関心を高めるほか、議会の活性化、透明性の確保等に資するよう、次のとおり、議会改革を推進するもの。

1 議会基本条例に基づく議会運営

議会基本条例の規定により設置する議会改革推進会議において、次のとおり、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、条例に基づく着実な議会運営を行う。

2 住民との情報共有の推進

議会広報紙を年1回発行し、多くの県民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページに掲載する。

また、SNS等を活用したプッシュ型の広告により、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、WEBでアンケート調査を行い、効果的な情報発信について検討する。

3 主権者教育の推進と住民参加の取組

生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布するとともに、議員による高校への出前講座や議員と高校生との座談会等を実施する。

このほか、委員会の県内視察等に併せて議員と関係者との意見交換等を実施する。

4 新たな機能強化の取組

(1) 議会におけるITの活用等

議会資料等のペーパーレス化を推進し、タブレット端末等を活用した議会運営を実施する。

また、災害時のオンライン会議等、議会活動の継続性を確保するとともに、議会運営の高度化・効率化が図れるよう、引き続きITの活用を検討する。

(2) 危機管理対応

「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、避難訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。

(3) ハラスメントの防止

議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施や相談体制の周知に努める。

5 その他

(1) 個人情報の取扱い

議会における個人情報保護条例制定を踏まえ、議会で取得又は保有する個人情報の取扱いについて検討する。

(2) 議員の請負状況の公表

議員の請負に係る規制が緩和されたことに伴い、議会運営の公平性が損なわれることのないよう、議員個人の県に対する請負状況を公表する。

(3) 手続きのオンライン化

会議規則等を改正し、議会に係る手続きのオンライン化等に対応する。

## 議会改革推進会議設置要綱

平成30年4月24日  
 改正 令和元年5月17日  
 改正 令和2年12月17日  
 改正 令和3年3月8日  
 改正 令和5年5月2日

(設置目的)

第1条 議会改革及び議会の活性化を推進するため、富山県議会に、富山県議会基本条例(平成30年富山県条例第51号)第14条に規定する議会改革推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長のほか、次の基準により会派から選出された議員(以下「委員」という。)をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派     | 所属議員4人につき1人以内 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人以内          |
| (3) 所属議員4人未満の会派     | 1人以内          |

2 委員の任期は、議員の任期とする。

3 会議に委員長を置き、委員長は副議長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員が、委員長の職務を行う。

(届出)

第3条 各会派が委員を所属議員から選出し、又は変更したときは、議長に届け出なければならない。

(招集)

第4条 会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の議事は、原則として公開とし、会議録を作成する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議で決定する。

(その他)

第8条 議会運営等に関する検討小委員会は休止し、議会活性化の推進に関する検討は引き続き、会議で行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

## 議会改革推進会議委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 奥 野 詠 子

委 員 武 田 慎 一

〃 永 森 直 人

〃 川 島 国

〃 藤 井 大 輔

〃 瀬 川 侑 希

〃 澤 崎 豊

〃 庄 司 昌 弘

〃 井加田 ま り

〃 火 爪 弘 子

〃 佐 藤 則 寿

(委員長含め 11 名)